第4期伊勢原市障害者計画・障害福祉計画 (案) 改定のポイントについて

第3期計画(平成24年度から平成26年度)では障害のあるなしにかかわらず、すべての人が地域 社会の中で共に生活ができる「ノーマライゼーション」の考え方や、障害者のライフステージにおいて、 人としての本来の生き方の回復、獲得を目指す「リハビリテーション」の基本理念の下に施策展開が図 られてきました。

近年では、障害者基本法の改定、障害者虐待防止法や障害者差別解消法の制定、障害者権利条約への 批准など数多くの法律が制定され、すべての人が地域社会の中で様々なニーズに応じた支援や機会を得 ることができ、そして、障害者が本来もっている力を引き出し、発揮できる(エンパワメント)という 考え方が重要視されました。これを踏まえ、第4期計画(平成27年度から平成29年度)では「障害 のある人もない人も、共に考え、支え合い、安心してくらせるまち いせはら」を基本理念とし、施策 の推進を図ることといたしました。

障害者総合支援法第89条の3の規定による協議会として位置付けられ、障害者を含む市民、障害者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者等により組織されている「伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会」を策定委員会として、本計画の具体的な取組み及び計画内容について協議、検討を行いました。

障害者に対する施策全体の指針となる障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害福祉サービスの 必要量や確保のための方策等に関する障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を一体のものとして 策定し、計画の対象期間を平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

【障害者計画】(第1章~3章)

- 障害を理由とする差別の解消の推進(新規) → P20 参照

平成28年4月より施行される障害者差別解消法の円滑な実施に向け、障害者等の差別に関する課題整理や相談体制の整備及び啓発活動等を推進します。

・伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の充実(新規)→ P24参照

障害者等が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域の実態や課題解決等について障害当事者と一緒に考える場として協議会の充実を図ります。

- 相談支援体制の充実(見直し) → P37 参照

障害福祉サービスを利用するすべての障害者等に対してサービス等利用計画 (障害児支援計画) を作成するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援が提供できるように、地域における相談支援体制の強化を図ります。

・障害児及び発達に不安のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実(見直し)

→ P44 参照

発達に不安のある子どもやその家族に対して、早期の段階において専門的な相談や支援を行うとともに、就学前の乳幼児期から学校教育、就労に至るまで一貫した支援が行うことができるよう支援体制を整備します。

- 就労への支援(見直し) → P47 参照

民間企業の障害者雇用も増加傾向にあることより、障害者が職業を通じて自立した生活が送れるよう職場定着支援や生活支援等も含めた雇用対策の充実を目指します。

・保健・医療の充実(新規)→ P55 参照

障害者総合支援法に定める障害者の定義に難病等が加わったことも含め、難病や医療的ケアの 必要な障害者等に対し、保健・医療・福祉の連携による支援体制の充実を図ります。

【障害福祉計画】 (第4章)

- ・福祉施設の入所者、入院中の精神障害者の地域生活への移行(見直し)→ P60.61 参照 障害者の自立支援の観点から、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行 を推進します。
- ・地域生活支援拠点等の整備(新規) → P61 参照

障害者が親亡き後も安心して地域生活が送れるよう、基幹相談支援センターを中心とした総合 的な相談支援体制を整備します。

- 就労移行支援事業所ごとの就労移行率(新規) → P65 参照

身近な地域において、一般就労への移行を積極的に実施する就労移行支援事業所数の確保に努めます。

- 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備(新規) → P65 参照 地域の障害児やその家族への相談や、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う地域 の中核的な療育支援体制について検討します。